

第73回 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日

▼
2019年3月31日

日 時

2019年6月19日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所

東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2019年6月18日（火曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

目 次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 取締役賞与支給の件	
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件	
（添付書類）	
事業報告	33
連結計算書類	60
計算書類	63
監査報告書	66

(証券コード 6349)
2019年5月29日

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号
株式会社 小森コーポレーション
代表取締役社長 持 田 訓

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月19日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第73期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

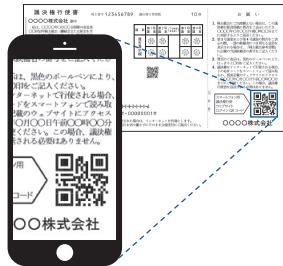
以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.komori.co.jp/hp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.komori.co.jp/hp/>）に掲載させていただきます。

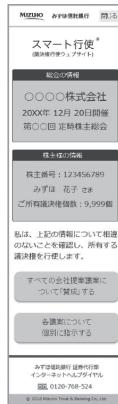
インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンを使用してQRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

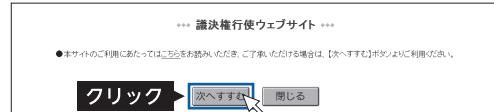


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権をご行使いただけます。

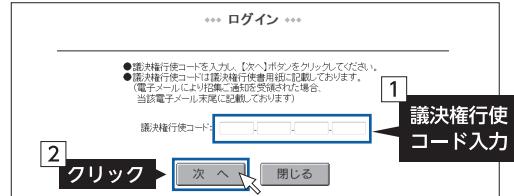
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

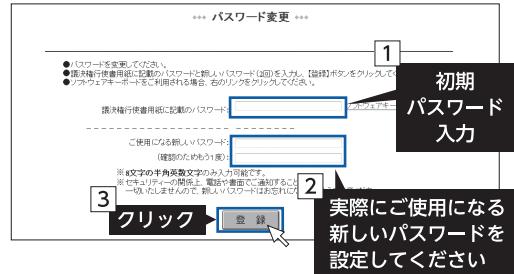
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

- (1) 行使期限は2019年6月18日（火曜日）午後5時30分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (3) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行株式会社 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/6349/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の健全性を維持しながら、業績を加味した安定した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当社基本方針と通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金20円 総額 1,164,499,140円

なお、中間配当金として20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月20日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会出席状況
1	再任 こもり よしはる 小森 善治	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）	100% (15回/15回)
2	再任 もちだ さとし 持田 訓	代表取締役社長 最高執行責任者（COO）	100% (15回/15回)
3	再任 かじた えいじ 梶田 英治	取締役 常務執行役員 営業統括本部長兼DPS事業推進本部管掌	100% (15回/15回)
4	再任 よこやま まさふみ 横山 雅文	取締役 常務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部管掌	93% (14回/15回)
5	再任 まつの こういち 松野 浩一	取締役 執行役員 管理本部長兼KNT事業推進プロジェクトリーダー	100% (15回/15回)
6	再任 ふなばし いさお 船橋 勇雄	取締役 執行役員 つくばプラント長兼小森グループラフィックテクノロジーセンター管掌	100% (15回/15回)
7	再任 かめやま はるのぶ 亀山 晴信	社外 独立 取締役	93% (14回/15回)
8	再任 せきね けんじ 関根 健司	社外 独立 取締役	100%※ (11回/11回)
9	新任 すぎもと まさたか 杉本 昌隆	社外 独立	新任取締役候補者のため、該当はありません。

※関根健司氏の取締役会への出席状況については、2018年6月20日の取締役就任以降の状況を記載しています。

候補者番号

1

こもりよしはる
小森善治

(1939年6月27日生)

再任

略歴、地位および担当

1962年4月 当社入社
 1967年6月 取締役
 1979年8月 常務取締役
 1987年8月 専務取締役営業本部長
 1993年4月 代表取締役社長
 2006年7月 代表取締役社長兼最高経営責任者
 (CEO)
 2009年6月 代表取締役会長兼社長兼最高経営
 責任者 (CEO)
 2014年6月 代表取締役会長兼最高経営責任者
 (CEO) (現任)

所有する当社株式の数

普通株式 1,049,573株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号

2

もちだ さとし
持田訓

(1950年8月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1975年4月 当社入社
 1995年6月 取締役経営管理副室長兼秘書室長
 兼海外営業本部長
 1998年6月 常務取締役社長室長兼本社営業本
 部長
 2000年4月 常務取締役営業統括本部長兼本社
 営業本部長
 2001年7月 常務取締役営業統括本部長兼本社
 営業本部長兼海外営業本部長
 2002年1月 常務取締役営業統括本部長兼海外
 営業本部長
 2005年3月 常務取締役経営企画室長
 2006年7月 常務取締役兼常務執行役員経営企
 画室長
 2006年11月 代表取締役専務兼最高執行責任者
 (COO) 経営企画室長
 2007年6月 代表取締役専務兼最高執行責任者
 (COO)
 2009年1月 代表取締役専務兼最高執行責任者
 (COO) 経営企画室長
 2011年6月 代表取締役兼最高執行責任者
 (COO) 兼専務執行役員経営企画
 室長

2012年2月 代表取締役兼最高執行責任者
 (COO) 兼専務執行役員経営企画
 室長兼CSR推進室長
 2013年4月 代表取締役副社長兼最高執行責任
 者 (COO) 経営企画室長
 2014年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者
 (COO) 経営企画室長兼CSR推進
 室長
 2016年3月 代表取締役社長兼最高執行責任者
 (COO) つくばプラント長
 2017年6月 代表取締役社長兼最高執行責任者
 (COO) (現任)

重要な兼職の状況

株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長
 コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長
 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ. 代表取締役会長
 コモリ インディア プライベート リミテッド 代表取締役会長

所有する当社株式の数

普通株式 52,245株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号
3

かじ た えい じ
梶 田 英 治 (1965年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1988年4月 野村証券株式会社入社
2008年4月 同社大阪資本市場部長
2009年4月 当社入社
2009年4月 海外営業本部輸出2部長
2010年1月 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ.出向 (社長)
2012年4月 執行役員コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー・ヴィ.出向 (社長)
2012年9月 執行役員経営企画副室長
2013年4月 執行役員営業統括本部長
2013年6月 取締役兼執行役員営業統括本部長
2015年10月 取締役兼執行役員営業統括本部長兼DPS営業推進本部長
2016年3月 取締役兼執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー

2018年6月 取締役兼常務執行役員経営企画室長兼事業成長戦略推進プロジェクトリーダー
2019年3月 取締役兼常務執行役員営業統括本部長兼DPS事業推進本部管掌 (現任)

重要な兼職の状況

コモリ シャンボン エス.エイ.エス. 取締役社長代理人

所有する当社株式の数

普通株式 9,300株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号
4

よこ やま まさ ふみ
横 山 雅 文 (1953年11月8日生)

再任

略歴、地位および担当

1977年4月 久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社
1993年4月 同社人事部企画課長
1997年1月 同社人材開発グループ長
2000年6月 同社環境企画部長
2003年6月 同社環境エンジニアリング事業本部統括部長
2006年4月 同社環境事業開発部長
2007年4月 同社膜ソリューション事業ユニット長兼クボタメンブレン株式会社社長
2009年4月 同社空調事業部長兼クボタ空調株式会社社長
2012年4月 同社空調事業ユニット長兼クボタ空調株式会社社長

2013年4月 同社電装機器事業部理事
2013年6月 当社常勤社外監査役
2016年6月 取締役兼執行役員管理人事本部副本部長 (総務人事担当)
2017年2月 取締役兼執行役員人事総務本部長
2018年6月 取締役兼常務執行役員人事総務本部長
2019年3月 取締役兼常務執行役員経営企画室長兼人事総務本部管掌 (現任)

所有する当社株式の数

普通株式 2,200株

取締役会への出席状況

93% (14回/15回)

候補者番号

5

まつ の こう いち
松 野 浩 一

(1960年9月7日生)

再任

略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社
2004年3月 管理部管理課長
2004年11月 取手工場工場長室長
2005年3月 取手工場長兼つくば工場長
2006年3月 つくば工場長
2011年2月 つくば副プラント長兼海外生産推進室長
2012年2月 つくば副プラント長兼つくば工場長
2012年4月 執行役員つくば副プラント長兼つくば工場長
2014年4月 執行役員管理本部長
2014年6月 取締役兼執行役員管理本部長兼KNT事業推進プロジェクトリーダー(現任)

所有する当社株式の数

普通株式 8,700株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号

6

ふな ばし いさ お
船 橋 勇 雄

(1960年12月4日生)

再任

略歴、地位および担当

1983年4月 当社入社
1998年3月 枚葉設計部設計1課課長
2004年3月 株式会社小森マシナリー出向副工場長兼枚葉設計部付
2006年3月 つくば設計部長
2011年2月 設計部付シニアプロジェクトマネージャー
2012年2月 技術統括部付首席技師
2014年4月 技術統括部長兼DPS開発部長
2015年4月 執行役員技術統括部長
2017年2月 執行役員つくばプラント副プラント長兼技術統括部長
2017年6月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長
2018年3月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼技術統括部長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌

2019年3月 取締役兼執行役員つくばプラント長兼小森グラフィックテクノロジーセンター管掌(現任)

重要な兼職の状況

株式会社小森マシナリー代表取締役

所有する当社株式の数

普通株式 1,000株

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

候補者番号

7

かめ やま はる のぶ
亀 山 晴 信

(1959年5月15日生)

再任

社外

独立

略歴、地位および担当

- 1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 1997年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設
- 2005年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現任）
- 2007年6月 当社社外監査役
- 2010年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現任）
- 2012年10月 株式会社東光高岳社外取締役（現任）
- 2013年6月 当社社外取締役（現任）
- 2013年10月 ソマール株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所代表
株式会社東光高岳社外取締役
ソマール株式会社社外監査役

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

93%（14回／15回）

社外取締役候補者とした理由

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人財を配置するよう心掛けております。亀山晴信氏には弁護士として培われた専門的知識・経験等を、取締役に就任された場合に、当社の経営にいかしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、亀山晴信氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。また、亀山晴信氏の本総会終結時の就任期間は6年であります。

候補者番号

8

せき ね けん じ
関 根 健 司

(1952年5月24日生)

再任

社外

独立

略歴、地位および担当

1977年4月 テルモ株式会社入社
 1998年4月 テルモ・バイヤスドルフ株式会社
 出向
 2003年1月 テルモ株式会社ホスピタルカンパ
 ニー医療器事業プレジデント
 2006年6月 同社執行役員
 2006年10月 同社関西ブロック長
 2008年6月 同社取締役執行役員マーケティング
 グ室管掌
 2010年6月 同社取締役上席執行役員
 2010年10月 同社インド・中東事業統括
 2013年6月 同社常勤監査役

2015年6月 同社取締役監査等委員
 2017年6月 同社顧問(現任)
 2018年6月 当社社外取締役(現任)

所有する当社株式の数

普通株式 0株

取締役会への出席状況

100% (11回/11回)

社外取締役候補者とした理由

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人財を配置するよう心掛けております。関根健司氏には総合医療機器メーカーにおいて海外業務も含め幅広く経営に携わった、豊富な経験と見識を、取締役に就任された場合に、当社の経営にいかしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、関根健司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。また、関根健司氏の本総会終結時の就任期間は1年であります。

候補者番号
9

すぎもと まさ たか
杉本 昌隆

(1970年3月22日生)

新任 社外 独立

略歴、地位および担当

1994年4月 チッソ石油化学株式会社入社
2002年4月 同社高分子研究所主務研究員
2003年4月 山形大学工学部助手
2004年8月 ノースカロライナ州立大学在外研究員
2007年10月 山形大学大学院理工学研究科助教
授（機能高分子分野）
2007年12月 山形大学大学院理工学研究科准教授
授（機能高分子分野）

2018年4月 山形大学大学院有機材料システム研究科教授（機能高分子分野）
（現任）

所有する当社株式の数
普通株式 0株

社外取締役候補者とした理由

当社はガバナンス強化の観点から取締役会全体のバランスを意識し経営経験、法律や会計の専門性、技術的知見を有する人材を配置するよう心掛けております。杉本昌隆氏には新たな機能材料や最先端成形加工に関する深い学識経験と幅広い見識等を、取締役に就任された場合に、当社の経営にいかしていただくとともに、取締役会の透明性を高め監督機能の強化をはかるため社外取締役として選任をお願いするものです。なお、杉本昌隆氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀山晴信氏、関根健司氏および杉本昌隆氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
3. 亀山晴信、関根健司の両氏とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、本議案において、杉本昌隆氏の選任が承認された場合には、新たに同氏との間に同様の内容の契約を締結する予定です。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（社外取締役を除く）に対し当期の実績を勘案し、取締役賞与として総額38,000,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各氏に対する具体的な金額、支払いの時期およびその方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年6月26日開催の第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では2016年6月21日開催の第70回定時株主総会の決議により当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）として継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、2019年6月19日開催予定の当社第73回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、現プランの継続後も社会・経済情勢の変化、近時の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2019年5月13日（月）に開催されました当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの一部を変更して継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。なお、本プランの継続につきましては、社外監査役3名を含む当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。また、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておられません。

本プランの継続にあたり、現プランから変更した主な内容は以下のとおりです。

- ① 大規模買付行為が為された場合の対応方針（後記Ⅲ. 5 (2) [21頁]）のうち、大規模買付ルールが遵守されている場合に当社が対抗措置を講じる場合を限定
- ② 一部の語句の修正・文言の整理（本プランの基本的なスキームの変更ではございません。）

なお、前回の買収防衛策更新時以降、社外取締役を1名増員しております。今後も、監督機能の一層の強化を図るべく対応してまいります。

つきましては、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務

および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

II. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記 I. 基本方針の実現にも資するものと考えております。

1. 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、95年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

2. 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社の企業価値の源泉は顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築きあげられた顧客との信頼関係にあります。事業活動のプロセスにおける当社の強みは、開発、

製造（モノづくり）、印刷技術の3つの分野で蓄積された知見・ノウハウであります。当社は、印刷業界の構造変化に対応すべく、この強みを最大限に活かしながら、コア事業の基盤強化を図るとともに、新しい事業領域への参入と客層の拡大を図ってまいりました。第5次中期経営計画（2016年4月～2019年3月の3ヵ年計画）では、既存事業においてモノづくり革新による開発力強化・コスト低減を推し進める一方、新規事業の推進による事業の複合化と営業の業態変革による販売領域の拡大によって、事業構造と収益構造の変革を進めました。具体的には下記のとおりです。

- ① 事業構造変革として、新規事業を推進し事業を複合化
 - ・証券印刷機事業では海外市場で当社への信頼性を高め、顧客層を拡大
 - ・DPS（デジタル印刷システム）事業ではB2サイズ新型デジタル印刷機「Impremia（インプレミア）IS29」の量産販売を国内外で開始し、同時にデジタル印刷機特有のビジネスモデル（納入後のインキ・消耗品・保守などの安定的収益を創出）を構築
 - ・さらに、ナノテクノロジーと当社の技術を融合した大型（B1サイズ）次世代デジタル印刷機「Impremia（インプレミア）NS40」を2019年中のフィールドテストに向けて開発加速
 - ・PE（プリントドエレクトロニクス）事業では電子部品業界での顧客層を拡大する一方で外部企業・組織とアライアンスを組み、高精細技術を基に半導体およびフレキシブル配線などの製造技術の商用化プロジェクトに参画
- ② 営業の業態変革としてPESP事業を拡充（顧客の生産性と収益性に資する総合的なソリューション提案を可能とする体制を構築）
 - ・当社製印刷機にベストマッチするポストプレス機器や印刷資材（インキ等）などの営業品目を拡充
 - ・印刷会社でのIoTを目指した「KP-Connect（KP-コネクト）」（KOMORIソリューションクラウド）の展開

第6次中期経営計画は、第5次中期経営計画で確立した事業基盤を強化発展させることにより、「収益性の向上とともに将来への布石を着実に打つこと」をテーマとしており、骨子は下記のとおりです。

- i. オフセット・証券印刷機事業の収益力強化
 - ii. DPS（デジタル印刷システム）事業の収益化
 - iii. リカーリング・インカム事業の推進
 - iv. 成長事業への積極的な投資
 - v. コーポレート・ガバナンス体制の強化および環境対策の積極的な推進
 - vi. 財務健全性の維持を前提にバランスシートの効率化を意識した財務戦略の推進
- 着実に成長しつつある新規事業の収益化の実現とともに既存事業の収益性の向上を

図り、企業価値を高めてまいります。

なお、第6次中期経営計画は、2023年に迎える創業100周年を見据え、実効性ある5ヵ年計画とすべく全社を挙げて取り組んでおり、2019年度下期に公表予定です。具体的には、第5次中期経営計画の反省を踏まえ、各事業毎の明確なマイルストーンを設定した上で、先行管理により市場の変化等に迅速に対応する仕組みを構築中です。また、計画策定段階から全社展開を行い、現場の実情を反映した計画を組織全体に浸透させることにより全社員が主体的に取り組めるようにしております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化への取り組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2018年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役9名のうち社外取締役を3名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、社外監査役2名（うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しております。今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み (本プランの内容)

1. 本プラン継続の目的

本プランは、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な情報や時間を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様にご判断をいただくために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および

発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会の委員の氏名・略歴は、別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

（注）社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の役職および氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会へ提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、大規模買付行為に関する情報(以下、「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下の①から⑥のとおりです。その具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。なお、評価必要情報の提出その他当社取締役会への全ての通知および連絡における使用言語は日本語に限らせていただきます。

- ① 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合は構成員を含みます。))の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補者(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社および当社グループの経営に参画した後に予定している顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に關しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、

当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上（評価必要情報を最初に受領した日から起算して60日を上限とします。）、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑤のいずれかに該当し、明らかに濫用目的によるものと認められ、結果として当社に回復し難い損害をもたらす、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記（１）で述べた対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがある場合

(3) 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（１）または（２）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の

機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするほか、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定した上で、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。また、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適

切でない取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様には、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をいただくことが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様にご適切なご判断をいただく前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものと考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主の皆様の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途

ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を効力発生要件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は2022年6月に開催予定の当社第76回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

IV. 本プランの合理性について（本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、上記Ⅲ.1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為が為された際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

以上

(別紙1)

当社株式の状況 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 295,500,000株
2. 発行済株式総数 62,292,340株
3. 株主数 4,047名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,207	7.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,664	4.58
有限会社 コモリエステート	2,090	3.59
明治安田生命保険相互会社	1,895	3.25
小森紀子	1,867	3.21
小森善磨	1,866	3.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505253	1,774	3.05
小森コーポレーション取引先持株会	1,626	2.79
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,536	2.64
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ユーエスエル ノントリーティ	1,146	1.97

(注) 1. 当社は自己株式4,067千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
2. 比率は、自己株式を控除して計算しております。

以上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

独立委員会の委員候補の略歴

本プランへの継続後の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

亀山 晴信 (かめやま はるのぶ)

(略歴)

1959年5月15日生まれ

1992年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)

1997年4月 亀山晴信法律事務所 (現 亀山総合法律事務所) 開設

2005年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事 (現任)

2007年6月 当社社外監査役

2010年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 (現任)

2012年10月 株式会社東光高岳社外取締役 (現任)

2013年6月 当社社外取締役 (現任)

2013年10月 ソマール株式会社社外監査役 (現任)

亀山晴信氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

関根 健司 (せきね けんじ)

(略歴)

1952年5月24日生まれ

1977年4月 テルモ株式会社入社

1998年4月 テルモ・バイヤスドルフ株式会社出向

2003年1月 テルモ株式会社ホスピタルカンパニー医療器事業プレジデント

2006年6月 同社執行役員

2006年10月 同社関西ブロック長

2008年6月 同社取締役執行役員マーケティング室管掌

2010年6月 同社取締役上席執行役員

2010年10月 同社インド・中東事業統括

2013年6月 同社常勤監査役

2015年6月 同社取締役監査等委員

2017年6月 同社顧問 (現任)

2018年6月 当社社外取締役 (現任)

関根健司氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

尼子 晋二 (あまこ しんじ)

(略歴)

1956年 4月21日生まれ

1979年 4月 久保田鉄工株式会社 (現株式会社クボタ) 入社

1998年 4月 同社枚方製造所鑄鋼製造部技術グループ長

2002年10月 同社鑄鋼営業部海外グループ長

2005年 7月 同社鑄鋼営業部長

2009年 4月 同社理事

2010年 4月 同社素形材営業部長

2012年 4月 同社素形材事業ユニット長

2013年 4月 クボタマテリアルズカナダ Corp. 社長

2016年 6月 当社常勤社外監査役 (現任)

尼子晋二氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

坂本 裕子 (さかもと ひろこ)

(略歴)

1954年 7月30日生まれ

1984年10月 監査法人中央会計事務所 (最終名称みすず監査法人) 入所

1997年 7月 同所社員就任

2001年 7月 同所代表社員就任

2007年 7月 監査法人A & Aパートナーズ入所

2007年 7月 同所代表社員就任

2010年 7月 同所代表社員制度廃止のため社員就任 (現任)

2013年 6月 当社社外監査役 (現任)

2019年 2月 株式会社ラクト・ジャパン社外監査役 (現任)

2019年 4月 預金保険機構監事 (非常勤) (現任)

坂本裕子氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

川端 雅一（かわばた まさかず）

（略歴）

1953年7月4日生まれ

1977年4月 株式会社富士銀行入行（現株式会社みずほ銀行）

1999年5月 同社信託企画部長

2002年4月 株式会社みずほホールディングス経営企画部長

2003年3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長

2003年8月 株式会社みずほ銀行新宿支店長

2005年4月 同社執行役員新宿支店長

2006年4月 同社常務執行役員

2009年5月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役副社長

2012年1月 みずほキャピタル株式会社代表取締役社長

2016年4月 同社特別顧問

2016年6月 芙蓉オートリース株式会社社外取締役（現任）

2016年6月 当社社外監査役（現任）

2016年6月 トピー工業株式会社社外監査役（現任）

川端雅一氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

上記、各独立委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

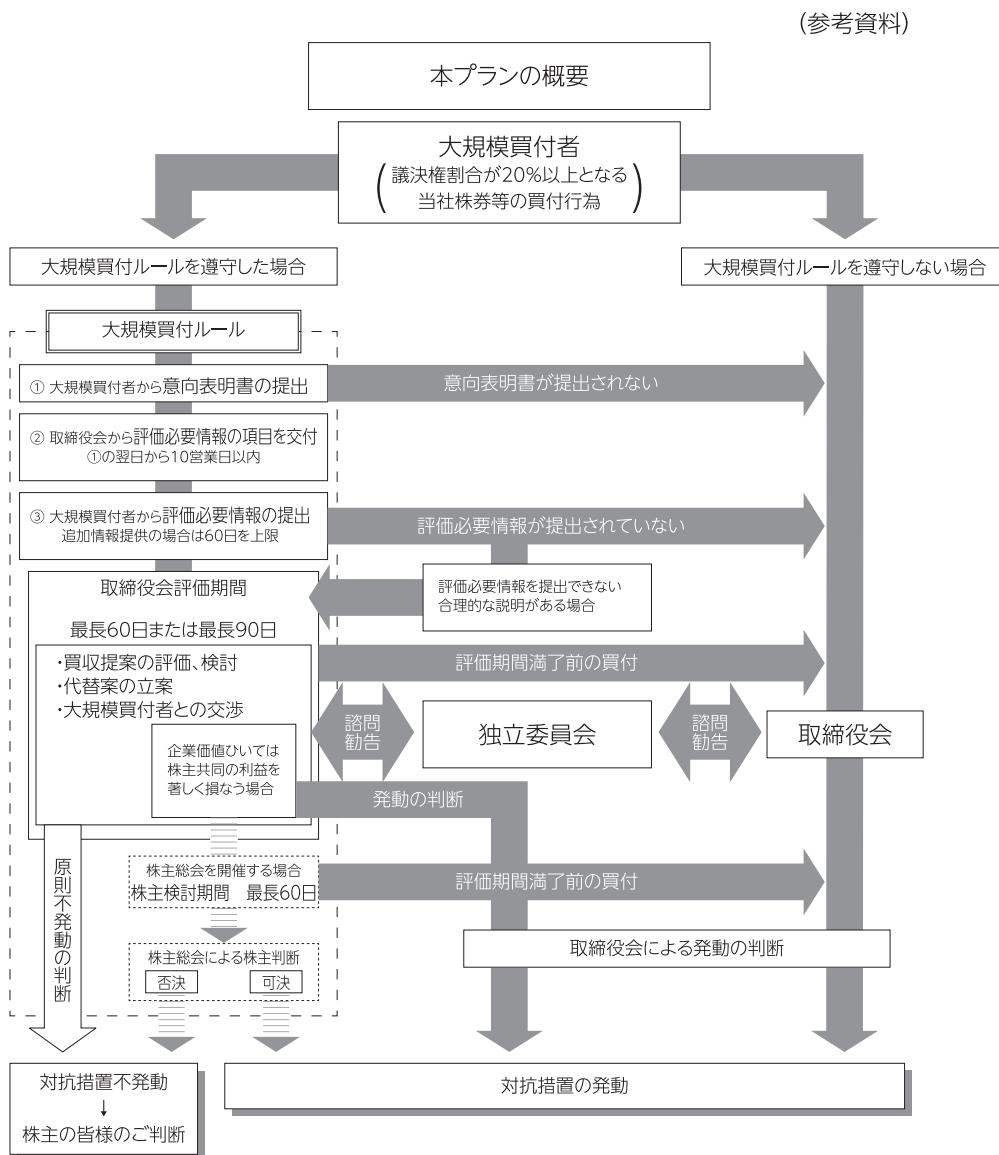
なお、上記の独立委員は全員、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することができる。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

(添付書類)

事業報告 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米先進国では雇用情勢が総じて安定したものの、成長スピードは徐々に陰りが見られました。米中貿易摩擦により中国経済は減速傾向にあります。アジア新興国はまだら模様となりました。我が国の経済は、輸出が低迷しましたが、底堅い内需に支えられ緩やかな成長が継続しました。

このような世界経済環境の中、印刷産業は、先進国ではICT（情報通信技術）の進展とメディアの多様化に伴い、出版・商業印刷は印刷需要の低迷が続く一方で、消費財の流通に不可欠なパッケージ印刷は堅調に伸びています。新興国では、人口の増加や中間所得層の拡大に伴い、景気変動の影響を受けながらも印刷需要が回復基調にあります。

印刷機械の需要動向は、欧州市場においては、英国がEU離脱問題の不透明さから引続き低迷し、フランスでも設備投資促進の税制優遇措置終了による反動減が見られました。米国ではオフセット印刷機への設備投資が押さえられる一方で、多品種小ロットに対応したデジタル印刷機への投資が進展しています。中国では、より高い生産性を目指す大手印刷会社を中心とした自動化・省力化の進んだ印刷機や、パッケージ機を中心とした高付加価値機への投資、ならびにWEBプリンター向け印刷機の需要増が継続しました。アジア市場では、一部に中国経済の減速の影響が見られましたが、総じて需要は安定的に推移しました。日本市場ではコスト削減・効率化などを目的としたオフセット印刷機の更新需要が続いています。

このような市場環境において、当連結会計年度は第5次中期経営計画（2016/4～2019/3）の最終年度として、2つの「変革」に引続き取組んでまいりました。

第一の変革として、事業の複合化を目指す「事業構造変革」では、海外向け証券印刷機事業、DPS（デジタル印刷機）事業、およびPE（プリンテッドエレクトロニクス）事業を推進し、事業構造の転換を進めてまいりました。海外向け証券印刷機事業では昨年5月に米国で開催された銀行券業界最大のカンファレンスである「Banknote（バンクノート）2018」において、当社の銀行券印刷用コンビネーションマルチプロセス番号コーター印刷機「CURRENCY（カレンシー）NV32」が国際通貨協会（IACA）の最優秀技術賞を受賞いたしました。各国の中央銀行や民間証券印刷会社からの受注活動に注力し、総額110億円の大型受注に成功しました。DPS事業においては29インチ枚葉デジタル印刷機「Impremia（インプレミア）IS29」の拡販を図り、さらに大型の40インチ枚葉ナノグラフィックプリンティングシステム「Impremia（インプレミア）NS40」のフィールドテストに向けた開発を進めています。PE事業では昨年12月に中国の深圳で開催された展示会、「2018 International Printed Circuit & APEX South China Fair

(HKPCA 2018)」に参加し、アジア・中国市場へも販路を広げる活動を進めています。

第二の変革として、「営業の業態変革」では、PESP（プリントエンジニアリングサービスプロバイダー）として様々なソリューションを提供し、営業領域の拡大を推進しています。その一環として、当社は、印刷工程全体をIoTクラウドであるKP-Connect（KP-コネクト）でつなぐことにより、労働生産性の高い生産環境の構築を提唱しています。KP-Connectは既に300台以上の機械が接続され、生産現場の効率化に貢献しています。また、昨年7月に開催された国際総合印刷テクノロジー&ソリューション展「IGAS2018」では、「Innovate to Create」のテーマのもと自動化・省人化・スキルレス化を推進することで、「どうやってつくるか」から「なにをつくるか」に発想の切り替えを促す展示・実演を行い、課題解決への提案を行いました。

以上の結果、当連結会計年度における受注高は934億5千1百万円（前期比5.7%増）となり、売上高は、902億4千2百万円（前期比4.2%減）となりました。費用面では、品目別売上構成の違い等により、売上原価率が前期に比べ若干低下したものの、販売費および一般管理費率は、人件費や広告宣伝費の増加および売上高の減少により、前期に比べ上昇しました。その結果、営業損益は27億6百万円の利益（前期比27.5%減）となりました。経常損益は、前期が2億8千4百万円の為替差益であったのに対し、当期は2億1千4百万円の為替差損であった影響もあり、25億2百万円の利益（前期比43.4%減）となりました。税金等調整前当期純損益は、当期は24億5千8百万円の利益（前期比40.8%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、14億2千7百万円の利益（前期比53.6%減）となりました。

また、海外売上高は537億6千4百万円（前期比3.3%減）で、売上高に占める割合は59.6%となりました。

企業集団の部門別売上高の状況

区 分	期 別		期 別		前 期 比
	第72期	2017年度 (前期)	第73期	2018年度 (当期)	
	金 額	比 率	金 額	比 率	
印刷機械製造および販売部門	72,117	76.6	63,524	70.4	-11.9
修理加工および中古製品販売部門	22,051	23.4	26,718	29.6	21.2
合 計	94,168	100.0	90,242	100.0	-4.2
う ち 海 外 売 上 高	55,574	59.0	53,764	59.6	-3.3

当連結会計年度の特記すべき事項は次のとおりであります。

昨年7月26日から6日間、東京ビッグサイトにて国際総合印刷テクノロジー&ソリューション展「IGAS2018」が3年ぶりに開催され、国内外から約5万6千人の来場者でにぎわいました。昨今の人手不足や働き方改革に連動した長時間労働の見直しなどにより、生産性を一層高めることが印刷業界の喫緊の課題となっております。自動化・省人化・スキルレス化に貢献する最新鋭印刷機による実演を通じたソリューション提案のほか、会場では、オフセット印刷機、デジタル印刷機、断裁機など10台の機械をIoTクラウドであるKP-Connectでつなぎ、ブース全体を印刷工場に見立ててスマートファクトリーを再現しました。工場全体の動きが一元管理される様子に、多くの来場者の関心を集めました。

A全判オフセット枚葉印刷機に、新たに反転機構を備え、両面ワンパス印刷を可能にした「LITHRONE (リスロン) G37P」の8色機モデルを商品化しました。コンパクトなボディサイズの「LITHRONE G37P」は、従来設置スペースに課題のあったユーザー様も導入でき、新しい反転機構の採用により耐久性やメンテナンス性が格段に向上しています。また、印刷品質検査装置PQA-S、自動版見当機能を備えた分光式色調管理装置PDC-SXなど、豊富なオプションにより高度な省力化と高生産性が実現可能となりました。

当社独自のノウハウで開発した、UVランプと高感度UVインキを用いた革新的乾燥システムである「H-UV」シリーズが、発売以来10年間で1,000台の受注を突破しました。この「H-UV」シリーズは、印刷効率の向上やメンテナンス負荷の軽減などの要求に応え、小ロット・多品種・短納期化が進む印刷業界で高い評価を得ています。

昨年4月にインドの当社代理店「Insight Communication and Print Solution India社」を株式譲渡により子会社化し、「コモリ インディア」として営業を開始しました。13億人の人口を抱えるインドは、24歳以下の若者が人口の半分を占め、今後も旺盛な個人消費を背景に印刷需要の拡大が見込める重要市場です。インドでは既に多くの当社製印刷機が稼動していますが、近年、高度な技術を要するオフセット印刷機の需要拡大が見込まれています。子会社化により販売・サービス体制の拡充を図り、インド市場での事業拡大を目指しています。

当年3月に中国の当社代理店深圳兆迪技術有限公司（以下インフォテック社）の全株を香港の当社子会社の小森香港有限公司を通して取得することを同社株主と合意しました。インフォテック社は約20年間当社の販売代理店として活動しており、その間、当社の印刷機を1600台以上販売するなど、強力な顧客基盤とセールス体制を持っています。世界最大の印刷機市場である中国の高度化する顧客要求に対し、よりの確に対応し、最先端のソリューションを積極的且つ迅速に提供し、事業の拡大を図ります。

新規事業の一環として、証券印刷機事業の海外展開に取り組んでおり、当連結会計年度に、フランス、インドネシア、中国、インドから、総額110億円の銀行券印刷設備を受注しました。2012年に世界最大の民間証券印刷会社である英国のデ・ラ・ルー社と包括技術契約を結んだことにより当社の技術力が広く認められ、英国銀行や米国の民間証券印刷会社への納入を含め、着実に銀行券印刷設備の納入実績を増やしています。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、13億3千4百万円であり、そのうち有形固定資産分については、つくばプラントにおける空調設備の更新、製造用の機械装置や工具器具などの設備投資および山形県東置賜郡の製造子会社における生産機械などの設備投資の8億5百万円、無形固定資産分については、自社利用ソフトウェアへの投資など2億5千2百万円であります。また、従業員社宅の建屋および土地を1億1千8百万円にて売却しました。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、当連結会計年度末における長短借入金合計残高は3千9百万円となり、前期末に比べ1億5千9百万円減少しております。また、社債は前期末100億円の残高が有りましたが、当連結会計年度中に全額償還しております。

(4) 対処すべき課題

印刷産業は、先進国では電子媒体普及の影響を受け、出版関係を中心に減少傾向にありますが、商業印刷分野は近年横ばいで推移している状況の中で、中国を中心としたアジア地域では成長が期待されております。一方、パッケージ印刷の需要は総じて高く、その成長エンジンは中国を中心とするアジア地域ですが、日本や欧米の先進国においても、環境問題によりプラスチックから紙器への見直し気運が高まっていることから、世界の印刷市場は中期的には比較的緩やかに成長して行くものと予測しております。

このような事業環境の中、当社の経営はオフセット印刷機事業の収益基盤をより強固にするとともに、各新規事業の拡大と営業の業態等の「変革」が必要となり、2016年4月からスタートした第5次中期経営計画にて、「収益構造変革」を目標に「事業構造変革」を推進し「営業の業態変革」と「モノづくり革新」等を実行いたしました。

事業構造変革での成果としては、証券印刷機事業では、英国中央銀行およびCrane社への紙幣印刷機械の一括納入の完了とアジア各国からの大型受注に成功したこと、DPS事業では新型デジタル印刷機「Impremia IS29」の量産販売を国内外で開始し販売成果が出たこと等があげられます。また、PE事業では電子部品業界での当社のプレゼンスを高める一方で、高精細技術を基に半導体およびフレキシブル配線などの製造技術の商用化をめざし各種のアライアンスを組むなど着実な事業拡大を実施し事業の複合化を進めました。次に、営業の業態変革では、PESP事業として、ポストプレス商品・消耗品などの印刷関連の営業品目を拡大させ、迅速なサービス活動を目指して予防保全サービスなどを拡充し顧客の利便性を高めました。また、将来の印刷会社でのIoTを目指した「KP-Connect (KP-コネクト) 」(KOMORIソリューションクラウド) の国内販売を開始し、お客様の生産性と収益性の向上に資する総合的なソリューション提案を可能とする体制を整えました。

このように第5次中期経営計画を通して今後の成長の基本路線は明確に設定されましたが、数値目標については開発計画の遅延および一部重要市場の低迷等が重なり計画は未達となりました。

数値目標未達の主な要因は次のとおりと考えております。

第一に、事業構造変革を推進する一方で中核事業のオフセット印刷機事業の基盤強化に努めてまいりましたが、中国市場を含む一部市場が想定どおり伸びなかったこと。

第二に、DPS事業は、「Impremia IS29」と「Impremia NS40」の開発遅延により市場投入が遅れたこと、同機のビジネスモデルに合致した新しい市場開拓に時間を要したこと等により想定した事業拡大ができなかったこと。

第三に、海外証券印刷機事業は、入札のタイミングが第5次中期経営計画の後半に販売の谷間に入り売上が減少したこと。

第四に、新規事業、特にDPS事業への開発先行投資により収益力を低下させたこと。

この他、自律的成長に加えM&Aによる業容拡大を想定しましたが、新規事業での戦略的アライアンスや海外代理店の子会社化などを進めたものの、現時点では収益に大きなインパクトを与えるM&Aが実行されていないことも要因の一つとなっています。

これらの要因に対する反省を踏まえ、当初2019年4月よりスタートを予定していた第6次中期経営計画は、半年間延期し社内で十分な議論を行った上で、2019年下期にスタートを計画しております。また、当社は、2023年に創業100周年を迎えることから、第6次中期経営計画は5ヶ年計画とする予定です。第6次中期経営計画は現在策定中ではありますが、現在の当社を取り巻く事業環境は、以下のとおりです。

中核事業のオフセット市場は、先進国市場は拡大しないものの、中国を含む新興国市場は大きく拡大する。特に紙器印刷は環境問題を背景に全世界的に拡大するものと予測されている。

デジタル印刷機市場は、小ロット、バリエブル印刷の需要が拡大するために小型/中型機を中心に急速に拡大するものと予測されている。

証券印刷機市場は、海外での偽造防止の為にデザインを刷新した新銀行券発行や、アジア圏の銀行券増刷等によって市場は拡大すると予測されている。

PE、特に電子部品業界への製造装置市場は、IoTの進展に沿って電子部品の増産に伴い装置需要は拡大すると予測されている。

以上を背景に対処すべき課題は、第5次中期経営計画で確立した事業基盤をより強化発展させることにより、「収益性を向上させるとともに将来への布石を着実に打つこと」であります。

具体的には①～⑥の対応を迅速に進めてまいります。

- ① オフセット・証券印刷機事業の収益力強化
- ② DPS（デジタル印刷システム）事業の収益化
- ③ リカーリング・インカム事業の推進
- ④ 成長事業への積極的な投資
- ⑤ コーポレート・ガバナンス体制の強化および環境対策の積極的な推進
- ⑥ 財務健全性の維持を前提にバランスシートの効率化を意識した財務戦略の推進

なお、第6次中期経営計画については、2019年度下期に発表を計画しております。

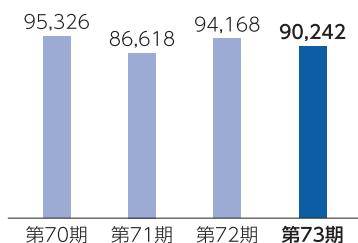
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

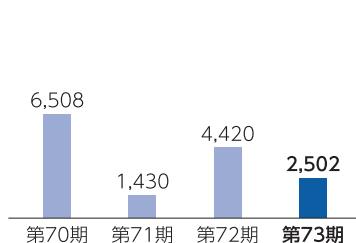
区 分	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度	第73期(当期) 2018年度
売上高(百万円)	95,326	86,618	94,168	90,242
経常利益(百万円)	6,508	1,430	4,420	2,502
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,522	657	3,074	1,427
1株当たり当期純利益(円)	105.26	10.94	52.81	24.52
総資産(百万円)	188,173	180,100	181,199	167,370
純資産(百万円)	135,890	131,386	132,451	130,184
1株当たり純資産(円)	2,192.83	2,256.47	2,274.80	2,234.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2017年度の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

■ 売上高 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



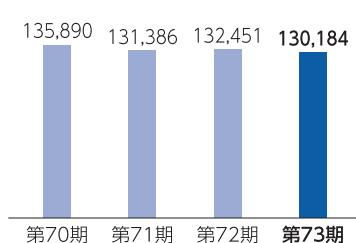
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度	第73期(当期) 2018年度
売 上 高 (百万円)	73,551	67,208	73,182	69,775
経 常 利 益 (百万円)	5,014	573	3,532	1,321
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	3,942	△569	3,016	929
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	63.63	△9.47	51.81	15.96
総 資 産 (百万円)	168,236	162,046	160,349	147,428
純 資 産 (百万円)	128,306	122,098	122,943	119,797
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,070.66	2,096.96	2,111.50	2,057.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、各期の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、各期の期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、2017年度の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

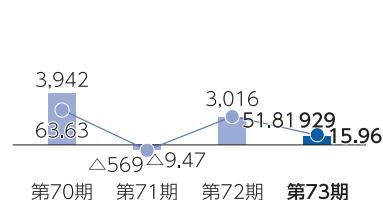
■ 売上高 (百万円)



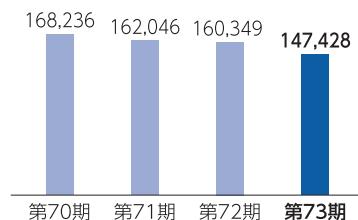
■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益又は当期純損失(△) (百万円) ● 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産 (円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社小森マシナリー	百万円 1,600	100%	印刷機械および装置・部品の製造販売
株式会社小森エンジニアリング	百万円 20	100%	印刷機械および関連機器の設計
株式会社セリアコーポレーション	百万円 60	100%	印刷機械その他印刷資機材の製造・販売
コモリ アメリカ コーポレーション	千米ドル 22,194	100%	当社製品の販売ならびに修理加工
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	千ユーロ 1,452	100%	当社製品の販売ならびに修理加工および地域統括
コモリ シャンボン エス. エイ. エス.	千ユーロ 8,000	100%	印刷機械の製造販売
小森香港有限公司	千香港ドル 18,116	100%	当社製品の販売ならびに修理加工
小森機械（南通）有限公司	千米ドル 12,000	100%	印刷機械および装置・部品の製造販売
コモリ タイワン リミテッド.	千新台幣ドル 45,860	100%	当社製品の販売ならびに修理加工
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	千シンガポールドル 2,000	100%	当社製品の販売ならびに修理加工
コモリ インディア プライベート リミテッド	千インドルピー 500	75%	当社製品の販売ならびに修理加工

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は印刷機械の製造、販売および機械のメンテナンスならびにこれらに付帯関連する業務です。

また、日本国内をはじめヨーロッパ、アメリカ、アジア地域にも販売拠点を設け、販売・サービス活動を行っております。

事業品目別の主な商品は次のとおりであります。

区 分	生産拠点
枚葉印刷機	つくばプラント、株式会社小森マシナリーおよび小森機械（南通）有限公司
輪転印刷機	つくばプラント
証券印刷機	つくばプラント
デジタル印刷機	株式会社小森マシナリー
紙器印刷機	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.およびつくばプラント
スクリーン印刷機	株式会社セリアエンジニアリング

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要拠点等

本社	東京都墨田区
大阪支社	大阪府大阪市
名古屋支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県福岡市
北海道営業所	北海道札幌市
東北営業所	宮城県仙台市
北陸営業所	富山県富山市
中国営業所	広島県広島市
四国営業所	香川県高松市
つくばプラント	茨城県つくば市
テクノサービスセンター	東京都墨田区
関宿テクノセンター	千葉県野田市

② 子会社等の拠点

株式会社小森マシナリー	山形県東置賜郡
株式会社小森エンジニアリング	茨城県牛久市
株式会社セリアコーポレーション	東京都北区
株式会社セリアエンジニアリング	岐阜県郡上市
コモリ アメリカ コーポレーション	アメリカ イリノイ州
コモリ リーシング インコーポレーテッド	アメリカ イリノイ州
コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー.ヴィ.	オランダ ユトレヒト市
コモリ ユー. ケー. リミテッド	イギリス リーズ市
コモリ フランス エス.エイ.エス.	フランス アントニー市
コモリ イタリア エス.アール.エル.	イタリア ミラノ市
コモリ インターナショナル ネザランズ ビー.ヴィ.	オランダ ユトレヒト市
コモリ シャンボン エス.エイ.エス.	フランス オルレアン市
コモリ サウスイースト アジア プライベート リミテッド	シンガポール
コモリ マレーシア エス. ディー. イヌ. ビー. イチ. ディー.	マレーシア シャーアラム市
小森香港有限公司	中国 香港特別行政区
小森印刷機械（深圳）有限公司	中国 深圳市
小森機械（南通）有限公司	中国 南通市
コモリ タイワン リミテッド	台湾 台北市
コモリ インディア プライベート リミテッド	インド ニューデリー

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
印刷機械製造および販売部門	1,601 名	+ 60 名
修理加工および中古製品販売部門	519	+ 44
管理部門	215	+ 4
合 計	2,335	+ 108

(注) 従業員には使用人兼務役員、臨時雇用者は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,133 名	+ 31 名	42.25 歳	18.16 年

(注) 従業員には使用人兼務役員、出向社員および臨時雇用者は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	39 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 295,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 62,292,340株
 (3) 株主数 4,047名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,207千株	7.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,664	4.58
有 限 会 社 コ モ リ エ ス テ ー ト	2,090	3.59
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,895	3.25
小 森 紀 子	1,867	3.21
小 森 善 磨	1,866	3.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505253	1,774	3.05
小森コーポレーション取引先持株会	1,626	2.79
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,536	2.64
ノーザントラスト カンパニー（エイブイエフシー） アカウント ユーエスエル ノントリーティ	1,146	1.97

(注) 1. 当社は自己株式4,067千株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有

- ① 取得株式
 普通株式 690株
 取得価額の総額 0百万円
- ② 処分株式
 普通株式 28株
 処分価額の総額 0百万円
- ③ 失効手続をした株式
 普通株式 -
- ④ 決算期における保有株式
 普通株式 4,067,383株

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年3月25日開催の取締役会において、会社法第459条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

① 自己株式の取得および消却を行う理由

株主還元を強化するとともに、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を図るため。

② 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 230万株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 4.0%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30億円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2019年4月1日～2019年11月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

③ 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 400万株
（消却前発行済株式総数に対する割合 6.42%） |
| (3) 消却日 | 2019年4月26日 |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 森 善 治	最高経営責任者	
代表取締役社長	持 田 訓	最高執行責任者	株式会社セリアコーポレーション代表取締役社長 コモリ アメリカ コーポレーション代表取締役会長 コモリ インターナショナル ヨーロッパ ビー. ヴィ. 代表取締役会長 コモリ インディア プライベート リミテッド代表 取締役会長
取 締 役	梶 田 英 治	常務執行役員 営業統括本部長兼DPS事業推 進本部管掌	コモリ シャンボン エス.エイ.エス.取締役社長 代理人
取 締 役	横 山 雅 文	常務執行役員 経営企画室長兼人事総務本部 管掌	
取 締 役	松 野 浩 一	執行役員 管理本部長兼KNT事業推進プ ロジェクトリーダー	
取 締 役	船 橋 勇 雄	執行役員 つくばプラント長兼小森グラ フィックテクノロジーセンタ ー管掌	株式会社小森マシナリー代表取締役
取 締 役	吉 川 正 光		
取 締 役	亀 山 晴 信		亀山総合法律事務所代表 株式会社東光高岳社外取締役 ソマール株式会社社外監査役
取 締 役	関 根 健 司		
常 勤 監 査 役	朝 倉 祐 治		
常 勤 監 査 役	尼 子 晋 二		
監 査 役	坂 本 裕 子		監査法人A&Aパートナーズ社員 株式会社ラクト・ジャパン社外監査役
監 査 役	川 端 雅 一		トピー工業株式会社社外監査役 芙蓉オートリース株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役斎藤一徳氏は、2018年6月20日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役関根健司氏は、2018年6月20日開催の第72回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役坂本裕子氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役吉川正光、亀山晴信および関根健司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役尼子晋二、坂本裕子および川端雅一の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 取締役吉川正光、亀山晴信および関根健司の各氏、監査役尼子晋二、坂本裕子および川端雅一の各氏は、株式会社東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役	10	240,205
監 査 役	4	56,460
合 計 (うち社外取締役および社外監査役)	14 (6)	296,665 (56,106)

- (注) 1. 当事業年度末日における在籍人数は、取締役9名、監査役4名ですが、上記報酬額には2018年6月20日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 報酬限度額は取締役が年額240,000千円(2000年6月29日開催の第54回定時株主総会で決議)、監査役が年額90,000千円(2008年6月24日開催の第62回定時株主総会で決議)であります。
3. 2008年6月24日開催の第62回定時株主総会決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役2名に対し285,000千円あります。
4. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分の給与等は含まれておりません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員報酬等の額の決定に関する方針を概ね以下のとおり定めております。

取締役の報酬については、企業価値の向上に向けた報酬体系に相応しいものとするべく、説明責任や業績連動性を考慮したものとすため、月例報酬と業績連動賞与から構成されております。固定報酬である月例報酬の総額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内としており、業績連動賞与の比率は、標準的業績の場合、報酬全体の約3分の1としております。業績連動の指標としては、原則として連結営業利益の達成度に応じるものとし、具体的な支給総額は、事業年度終了後に株主総会に諮ることとしております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により決定されます。社外取締役の報酬は、固定額の月例報酬のみとしております。なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しており、ストックオプション等は該当ありません。

当社は、2018年12月に役員報酬の客観性・透明性を強化すべく、任意の報酬諮問委員会を設置し、活動を開始しております。同委員会は、社外取締役2名、社内取締役1名の計3名にて構成されており、その審議を踏まえた上で、取締役会の決議にて決定します。

監査役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬である月額報酬のみとし、月額報酬の総額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内とします。各監査役の基本報酬額は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役亀山晴信氏の兼職先である亀山総合法律事務所、株式会社東光高岳およびソマール株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

監査役坂本裕子氏の兼職先である監査法人A&Aパートナーズ、株式会社ラクト・ジャパンおよび監査役川端雅一氏の兼職先であるトピー工業株式会社、芙蓉オートリース株式会社は、当社との間にいずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	吉 川 正 光	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、紙幣印刷に関する深い学識経験と幅広い見識等をいかして必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	亀 山 晴 信	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	関 根 健 司	2018年6月20日就任後に開催された取締役会の全てに出席し、異業種メーカーでの業務経験と幅広い見識等をいかして必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	尼 子 晋 二	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、異業種メーカーでの経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	坂 本 裕 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、公認会計士ならびに税理士としての専門的知識と監査法人での業務経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	川 端 雅 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に金融機関の役員としての経験をいかした監査を行い、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社と社外取締役吉川正光、亀山晴信および関根健司、社外監査役坂本裕子および川端雅一の各氏は、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 当社の重要な一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	67百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、当社の「会計監査人の評価基準」を踏まえ、社内関係部門からの意見の聴取および会計監査人より必要な情報を入手し報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積の算出根拠等の妥当性について審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

① 基本方針の概要

当社が2019年4月26日の取締役会において決議した内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「コンプライアンス規程」、「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」を定め、取締役の率先垂範と役職員への周知徹底を図る。
 - ii) 内部通報制度により、違法行為や倫理違反等不祥事の未然防止に努める。
 - iii) CSR・環境推進室長をコンプライアンス体制の責任者とし、体制の構築、維持、周知徹底のための教育活動を行う。
 - iv) 内部監査室が、財務報告に係る内部統制も含めた業務全般に関し、管理・運営の制度および業務執行状況を評価する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務に関わる情報を、取締役および監査役の閲覧に供する形で適切に保存し、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) CSR・環境推進室長をリスクマネジメントの責任者とし、全社的な観点からリスクを捉え、評価し、対応する。
 - ii) 「リスクマネジメント規程」および「リスクマネジメント運営要領」を整備し、リスクごとに担当する役員を定め、対応する。
 - iii) 地震等大規模自然災害が発生した場合の行動基準を定めた「地震対策マニュアル」を策定する等体制を整備し、対応を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 執行役員制度を導入している。
 - ii) 各会議体およびこれらの規程を整備し、会議の効率的な運用を図る。

- iii) 取締役、執行役員および従業員が共有する全社的な中期経営計画を定め、取締役から業務執行を委ねられた執行役員は計画目標の達成に向け年度目標を設定し、職務の執行を効率的に実施する。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
CSR・環境推進室長が主管となり代表取締役社長のもとに取締役および執行役員で構成するCSR委員会を設置し、内部統制システム、リスクマネジメント、コンプライアンス、内部通報制度、環境関連事項等を審議し、決定事項を各部門内に周知徹底する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 「子会社管理規程」を整備し、リスクを考慮した親会社承認事項と報告事項を定める等、子会社経営の自立性確保と業務の効率化を図る。
 - ii) 子会社主管部門は、当社の経営理念、「グループ企業行動憲章」、方針を浸透させるとともに、「子会社管理規程」に基づき指導・助言を行い、リスクマネジメントを行う。
 - iii) CSR・環境推進室は、グループのコンプライアンス体制の構築、維持、教育活動に当たり、内部監査室は、グループ会社の監査を行う。
7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する従業員を置く。当該従業員の任命、異動、評価について、取締役からの独立性を確保する。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制
- i) 当社および子会社の取締役および従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、監査役に報告する。
 - ii) 社長決裁を要する重要な意思決定事項は監査役に回覧し、取締役会の決議事項に関する情報は監査役に事前に通知する。
 - iii) 取締役および従業員は、監査役の要請により必要な報告を行う。この報告者は報告を理由として不利な扱いを受けない。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行に必要な費用は当社が負担する。
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 代表取締役は、監査役と会合をもち、意思の疎通を図る。
 - ii) 内部監査室および会計監査人は、監査結果について監査役へ報告する。
 - iii) 監査役は重要な会議に出席して意見を述べるができる。

② 基本方針の運用状況

基本方針の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 「グループ企業行動憲章」および「グループ社員行動基準」について、グループ会社従業員を対象にしたコンプライアンス教育を国内拠点・子会社20箇所、計31回実施し周知を図りました。また、2007年から毎年発行している当社のCSR活動を記載した「環境・社会報告書」の2018年版を発行しました。
 - ii) CSR・環境推進室長に加え、社外取締役および常勤社外監査役も内部通報の窓口にしています。
 - iii) 内部監査室が実施した財務報告に係る内部統制の評価結果に基づき、取締役会で内部統制は有効である旨の内部統制報告書を決議しました。また、内部監査を計画に基づき実施し、結果を社長、監査役等に報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録、稟議決裁書等は、関係する規程に従って適切に保存・保管しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 第5次中期経営計画および年度計画でリスク課題を含む事業目標および施策を設定し、進捗状況、課題等について、執行役員会、全社方針会議および経営課題審議会にて、報告およびレビューを行いました。
 - ii) 「首都圏直下型地震発生時リスクマネジメント」等のマニュアルを作成し従業員に配付するとともに、非常時対応訓練、災害対策用品の備蓄を行いました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役から業務執行を委ねられた執行役員は、第5次中期経営計画に基づき年度計画を作成し執行しており、その進捗状況、課題等について、取締役会、執行役員会等で報告およびレビューを行いました。
5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) CSR委員会を3ヵ月毎に開催し、コンプライアンス、環境関連事項、財務報告に関する内部統制評価および内部監査の状況について報告を行いました。
 - ii) コンプライアンス教育において受講者にアンケート形式でコンプライアンス上の問題の有無を確認しました。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 「子会社管理規程」で主管部門、親会社の承認事項および報告事項を規定し運用しています。
 - ii) 子会社との定期的な会議や随時の打合せ等で、適宜子会社への指導助言を行っています。
 - iii) 子会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制評価も当社内部監査室が行いました。
7. 監査役を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
必要に応じて監査役の職務を補助する従業員を置くこととしていますが、現在は、兼任者がこの任にあたっています。
8. 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、子会社の取締役、監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制ならびにその他の監査役への報告に関する体制
 - i) 監査役は重要会議の出席者として指定されており、監査役に報告する体制になっています。
 - ii) 子会社の内部通報窓口も当社CSR・環境推進室長、社外監査役および常勤社外監査役であり、CSR・環境推進室長への通報内容は監査役へ報告しています。
 - iii) 稟議書は規程に従い常勤監査役に回覧しており、取締役会の資料は会日に先立って配付しています。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査に必要な費用は、予算化し事後処理も含め当社負担としています。
10. その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i) 会長、社長と監査役全員による会合を行い、意見を交換しました。
 - ii) 社外取締役と監査役との間で情報交換を行いました。
 - iii) 内部監査室長と監査役とは定期的に会合をもっています。また、会計監査人は監査役へ適宜監査状況について報告を行っています。
 - iv) 監査役は、重要会議の出席者として指定されており、これに出席し、意見を述べました。
 - v) 監査役は、内部監査室と合同で監査を行う等、連携を図りました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主の皆様による自由な取引が原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従いまして、当社株式の大規模な買付行為等についても一概に否定するものではなく、買付提案に応じるか否かの判断は、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主に売却を強要するおそれのあるもの、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(1) 当社の経営理念および企業価値の源泉

当社は1923年の創業以来、90年以上に亘り印刷機械システムのメーカーとして品質と信頼を至上とするものづくりの原点にこだわり、世界各国へ高品質・高性能な印刷機械とサービスを提供することにより、印刷文化の発展に寄与してまいりました。

当社の経営理念は、「顧客感動企業の実現」であります。「顧客感動企業」とは、高い「経営品質」の実現を目指して、絶えず「顧客感動創造活動」を推進し、世界中のお客様に満足と感動をもたらす企業になることであり、具体的には「KANDO-PROJECT」を通じて次の3つの項目を推進しております。

- ① 「KOMORI」ブランドの創造活動と維持管理を実施する
- ② 知覚品質管理活動を徹底し、顧客満足を高める
- ③ ソリューションビジネスを推進し、顧客の利便性を高める

これら顧客を起点とした事業活動のプロセスにより築き上げられた顧客との信頼関係が当社の企業価値の源泉であります。

(2) 中期経営計画を軸とする企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のため「第5次中期経営計画」を2016年4月にスタートさせました。本中期経営計画の趣旨は、「第4次中期経営計画」の基本骨子である「事業構造変革」と「業態変革」の2つの柱を基本的には踏襲するものですが、当社の中核事業であるオフセット事業をより強化するとともに、第4次中期経営計画で策定し一部実施した戦略や施策をより具体化し成果を顕在化させること、当社の持つリソースを有効に活用しその潜在価値を可能な限り発現させることにあります。

第5次中期経営計画の主要戦略は以下の7項目です。

- ① 収益構造変革（営業業態変革・PESP [プリントエンジニアリングサービスプロバイダー] 事業の拡大)
消耗品 (K-サプライ等)、周辺機器 (アプリシア等)、計画工事、それらを統合するソリューション (KP-コネクト クラウド ソリューションを含む。) の提供と事業拡大
- ② モノづくりの抜本的改革 (開発・製造)
新生産方式等の導入による多品種・変量生産への対応とリードタイム・在庫水準・コストの改善
- ③ DPS (デジタル印刷機) 事業のビジネスモデル構築・事業化
コニカミノルタ株式会社と共同開発のインクジェット印刷機「Impremia (インプレミア) IS29」、イスラエルのランダ社開発のナノテクノロジーと当社の技術を融合した次世代デジタル印刷機「Impremia (インプレミア) NS40」の市場投入と拡販および

び当社独自のビジネスモデル構築

- ④ 事業間のシナジー効果創出による差別化強化
オフセット、デジタル、証券印刷、PE（プリンテッドエレクトロニクス）等の技術・ノウハウを融合した当社独自の付加価値の高いソリューションの開発と提供
- ⑤ 人材育成・採用の強化、海外人材の活用
事業の複線化・役割変更に伴いスキルの向上、グローバル人材育成、マネジメント人材開発を行い、組織機能の合理化とともにスリムで機敏な組織体制を構築
- ⑥ 間接業務の効率化・SGA20（販売費および一般管理費の削減）
ICT（情報通信技術）、自社業務の外部委託等の活用による業務の効率化とSGA20推進による収益性の向上
- ⑦ 財務戦略・M&Aの具体化
財務リソースの積極的な戦略的活用による資産・資本効率向上と成長戦略の推進および配当・株主還元等資本政策の見直し

(3) コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は全てのステークホルダーの期待に応え、責任を果たし、企業価値の最大化を追求していくことが、経営の最重要課題の一つであると認識しております。そのために経営の透明性を高め、監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保するコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えます。

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため2018年6月に社外取締役を1名増員しております。これにより取締役9名のうち社外取締役を3名とした取締役会を構成しております。経営の監督と執行の分離を目的に執行役員制を導入しており、取締役会は「経営の意思決定および監督機能」を担い、執行役員会は「業務執行機能」を担っております。当社は監査役会を設置し、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、社外監査役2名（うち女性1名）で構成しています。監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、取締役会その他重要な会議に出席し必要な意見を述べるとともに、会計監査人および内部監査人とコミュニケーションを深め、連携を強化することで、監査の有効性・効率性を高めております。取締役の選解任および報酬等の決定の手続きについては、より客観性・透明性・公正性を図るため、2018年12月に取締役会の諮問機関として、社内取締役1名および社外取締役2名で構成する「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しております。

今後も、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要〈買収防衛策〉

当社は、2016年4月28日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続を決議し、2016年6月21日開催の当社第70回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本プランの継続につき承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）は①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外取締役や社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会是对抗措置の発動の是非について取締役会評価期間内に勧告を行うものとしたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしたします。ただし、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、株主の皆様は本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間を設定し、株主総会を開催することがありますが、大規模買付行為は当該期間の経過後にのみ開始できるものとしたします。当社取締役会は、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当該株主総会の決議に従うものとしたします。

なお、本プランの有効期限は2019年6月に開催予定の当社第73回定時株主総会の終結の時までといたします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものといたします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもっているものです。

本プランの発効は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のことを確認させていただくため、議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、本プランは株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの適正な運用を担保するための手続も確保されており、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年間としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的展望に立ち、経営基盤の充実と将来の事業拡大のための内部留保の確保を念頭に置きながら、株主の皆様に対し安定かつ充実した利益還元を継続的に行うことを最重要課題の一つと認識しております。

この方針のもと、2016年4月にスタートしました第5次中期経営計画における株主還元策に則り、安定配当を重視しつつも総還元性向40%以上を目安として、総合的な株主還元の充実に努めております。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、配当の実施につきましては、中間配当および期末配当の年2回としたうえで、期末配当は株主の皆様のご意向を伺う機会を確保するため、定時株主総会の決議事項としております。

当期につきましては、1株につき20円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	109,451	流動負債	33,809
現金及び預金	33,988	支払手形及び買掛金	12,575
受取手形及び売掛金	23,748	電子記録債務	7,819
電子記録債権	2,402	短期借入金	39
有価証券	15,194	未払法人税等	169
商品及び製品	13,309	賞与引当金	1,068
仕掛品	10,091	製品保証引当金	998
原材料及び貯蔵品	8,827	債務保証損失引当金	132
1年内満期保険積立金	68	役員賞与引当金	42
その他の流動資産	2,149	割賦利益繰延	39
貸倒引当金	△328	その他の流動負債	10,924
固定資産	57,919	固定負債	3,376
有形固定資産	31,900	繰延税金負債	105
建物及び構築物	9,599	役員退職慰労引当金	20
機械装置及び運搬具	3,236	訴訟損失引当金	110
土地	18,020	退職給付に係る負債	2,559
建設仮勘定	104	その他の固定負債	581
その他の有形固定資産	939	負 債 合 計	37,185
無形固定資産	2,243	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	23,775	株主資本	129,242
投資有価証券	9,640	資本金	37,714
繰延税金資産	4,957	資本剰余金	37,788
保険積立金	6,373	利益剰余金	58,797
退職給付に係る資産	1,203	自己株式	△5,058
その他の投資その他の資産	1,684	その他の包括利益累計額	867
貸倒引当金	△84	その他有価証券評価差額金	2,871
資 産 合 計	167,370	為替換算調整勘定	△834
		退職給付に係る調整累計額	△1,169
		非支配株主持分	74
		純 資 産 合 計	130,184
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	167,370

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		90,242
売上原価	61,966	
割賦販売未実現利益戻入額	3	61,963
売上総利益		28,279
販売費及び一般管理費		25,573
営業利益		2,706
営業外収益		
受取利息及び配当金	350	
受取賃貸料	97	
その他の営業外収益	257	704
営業外費用		
支払利息	52	
為替差損	214	
損害賠償金	499	
その他の営業外費用	141	907
経常利益		2,502
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産処分損	36	
段階取得に係る評価損	11	47
税金等調整前当期純利益		2,458
法人税、住民税及び事業税		430
法人税等調整額		613
当期純利益		1,414
非支配株主に帰属する当期純損失		13
親会社株主に帰属する当期純利益		1,427

連結株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	37,714	37,788	59,730	△5,057	130,177
当連結会計年度の変動額					
剰余金の配当			△2,329		△2,329
親会社株主に帰属する当期純利益			1,427		1,427
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△40		△40
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額 (純額)			8		8
当連結会計年度の変動額合計	-	-	△933	△0	△934
2019年3月31日残高	37,714	37,788	58,797	△5,058	129,242

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日残高	4,623	△959	△1,389	2,274	-	132,451
当連結会計年度の変動額						
剰余金の配当						△2,329
親会社株主に帰属する当期純利益						1,427
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△40
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額 (純額)	△1,752	124	220	△1,407	74	△1,324
当連結会計年度の変動額合計	△1,752	124	220	△1,407	74	△2,266
2019年3月31日残高	2,871	△834	△1,169	867	74	130,184

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	87,561	流動負債	27,070
現金及び預金	23,767	支払手形	486
受取手形	7,923	買掛金	9,711
売掛金	18,146	電子記録債務	7,819
電子記録債権	2,402	リース債務	45
有価証券	11,832	未払金	2,262
商品及び製品	7,204	未払費用	902
仕掛品	7,155	未払法人税等	32
原材料及び貯蔵品	6,202	前受金	2,795
前渡金	281	預り金	1,459
前払費用	359	賞与引当金	773
1年内満期保険積立金	68	製品保証引当金	558
関係会社短期貸付金	1,743	債務保証損失引当金	67
その他の流動資産	581	役員賞与引当金	42
貸倒引当金	△107	割賦利益繰延	39
固定資産	59,866	その他の流動負債	74
有形固定資産	26,350	固定負債	560
建物	7,702	リース債務	58
構築物	301	長期未払金	285
機械及び装置	1,709	訴訟損失引当金	110
車両運搬具	5	資産除去債務	15
工具、器具及び備品	315	その他の固定負債	92
土地	16,046		
リース資産	234		
建設仮勘定	32		
無形固定資産	1,273	負 債 合 計	27,630
借地権	356	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	504	株主資本	116,922
リース資産	14	資本金	37,714
ソフトウェア仮勘定	20	資本剰余金	37,797
その他の無形固定資産	377	資本準備金	37,797
投資その他の資産	32,242	利益剰余金	46,467
投資有価証券	9,482	利益準備金	2,122
関係会社株式	11,254	その他利益剰余金	44,345
関係会社長期貸付金	499	圧縮記帳積立金	382
更生債権その他これらに準ずる債権	12	別途積立金	42,300
長期前払費用	801	繰越利益剰余金	1,662
保険積立金	6,373	自己株式	△5,058
前払年金費用	810	評価・換算差額等	2,875
繰延税金資産	2,358	その他有価証券評価差額金	2,875
長期未収入金	768		
その他の投資その他の資産	258		
貸倒引当金	△75		
投資損失引当金	△303		
資 産 合 計	147,428	純 資 産 合 計	119,797
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	147,428

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		69,775
売上原価	52,602	
割賦販売未実現利益戻入額	3	52,599
売上総利益		17,176
販売費及び一般管理費		16,179
営業利益		996
営業外収益		
受取利息及び配当金	591	
技術指導料	245	
その他の営業外収益	236	1,074
営業外費用		
社債利息	38	
損害賠償金	446	
為替差損	191	
その他の営業外費用	73	749
経常利益		1,321
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	35	35
税引前当期純利益		1,287
法人税、住民税及び事業税		101
法人税等調整額		256
当期純利益		929

株主資本等変動計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
				利益準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2018年4月1日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	385	42,300	3,060
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,329
圧縮記帳積立金の取崩					△2		2
当期純利益							929
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)							
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△2	－	△1,397
2019年3月31日残高	37,714	37,797	37,797	2,122	382	42,300	1,662

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
2018年4月1日残高	47,867	△5,057	118,322	4,620	4,620	122,943
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△2,329		△2,329			△2,329
圧縮記帳積立金の取崩	－		－			－
当期純利益	929		929			929
自己株式の取得		△0	△0			△0
自己株式の処分	0	0	0			0
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)				△1,744	△1,744	△1,744
当事業年度中の変動額合計	△1,399	△0	△1,400	△1,744	△1,744	△3,145
2019年3月31日残高	46,467	△5,058	116,922	2,875	2,875	119,797

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴 毅 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 塩谷岳志 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小森コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社 小森コーポレーション
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴 毅 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 塩谷 岳志 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小森コーポレーションの2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

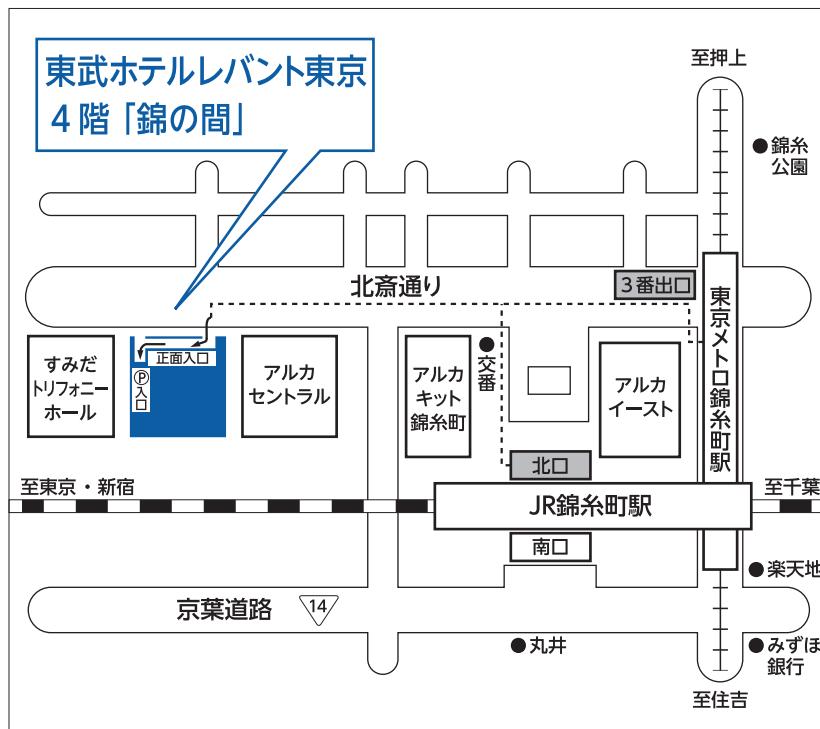
2019年5月10日

株式会社 小森コーポレーション 監査役会

常勤監査役	朝倉 祐治	㊟
常勤監査役 (社外監査役)	尼子 晋二	㊟
監査役 (社外監査役)	坂本 裕子	㊟
監査役 (社外監査役)	川端 雅一	㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図



- 場所 東京都墨田区錦糸1丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 4階「錦の間」
Tel.03(5611)5511(代)
- 交通 JR 総武線錦糸町駅北口より徒歩3分
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より徒歩3分